

木更津市放課後子ども教室運営委員会設置要領

(設置)

第1条 この要領は、放課後等における子どもたちの安全で健やかな居場所を確保するために、木更津市放課後子ども教室運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 放課後子ども教室の事業計画の策定及び運営方法に関すること。
- (2) その他放課後子ども教室の推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会の委員は、次の者をもって組織する。

- (1) 木更津市小中学校長会を代表する者
- (2) 木更津市PTA連絡協議会を代表する者
- (3) 木更津市子ども会育成連絡協議会を代表する者
- (4) 青少年育成木更津市民会議を代表する者
- (5) 木更津市立公民館連絡会を代表する者
- (6) 放課後子ども教室を代表する者
- (7) 放課後児童クラブを代表する者
- (8) 木更津市主任児童委員会を代表する者
- (9) 福祉部子育て支援課に属する職員
- (10) 教育部学校教育課に属する職員
- (11) 教育部生涯学習課に属する職員

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会には、委員長及び副委員長を置く

- 2 委員長及び副委員長は委員の互選による。
- 3 委員長は運営委員を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が召集し、その議長になる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育部生涯学習課において処理する。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の会議に諮って委員長が定める。

附 則

この要領は、平成19年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。